

高齢者用肺炎球菌予防接種

▼問合せ 健康いきいき課
☎59-6911

埼玉県における死因第3位は肺炎です。肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による気管支炎、肺炎などの感染症を予防し重症化を防ぎます。ただし、新型コロナウイルスによる感染症や、肺炎球菌以外の細菌による肺炎などは肺炎球菌ワクチンでは予防できません。

定期予防接種対象者

①令和3年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方

②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、または呼吸器の機能障害がある方

※①②とも過去に1度でも町の助成を受けて接種された方は、対象外
接種を希望する方は、健康いきいき課までお問い合わせください。

任意予防接種対象者

65歳以上、かつ右記の定期予防接種対象者以外で、まだ1度も町の助成を受けていない方に対して、任意接種による高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を実施しています。

接種期間

4月1日～令和4年3月31日

接種費用 自己負担 5,000円(生活保護受給者は無料)

保険・年金・医療

保険が変わったら必ず届出を

▼問合せ 町民課

☎62-2154

社会保険や共済などの健康保険の資格がなくなり国保に加入するときは、原則として14日以内に届出が必要です。国保に加入するときは、前の保険の喪失日がわかる証明書と印鑑をお持ちになり、手続きをお願いします。

また、社会保険に加入して、国保を脱退するときも届出が必要です。届出がないと、保険に二重加入していることとなり、被保険者の方が保険税を二重負担することになってしまいます。社会保険に加入した際は、新しい社会保険の保険証・国保の保険証と印鑑をお持ちになり、手続きをしてください。

4月から国民年金保険料額が変わります

▼問合せ 町民課

☎62-2154

4月から、国民年金保険料は月額16,610円(前年度より70円引き上げ)となります。

都市計画の案の縦覧

▼問合せ まちづくり整備課
☎62-0721

東松山都市計画の変更(仮称)埼玉中部資源循環センターの廃止)にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

内容 「東松山都市計画ごみ焼却ごみ処理場」の変更案(吉見町決定)(仮称)埼玉中部資源循環センターの廃止)

期間 4月13日(火)～27日(火)
(土日・祝日を除く8時30分から17時15分)

場所 嵐山町まちづくり整備課、吉見町まち整備課、東松山市都市計画課、滑川町建設課
意見書の提出ができる方
嵐山町、吉見町、東松山市、滑川町の住民及び利害関係人

提出方法 持参または郵送
提出期限 4月27日(火)
17時15分(期日必着)

提出先 嵐山町まちづくり整備課、吉見町まち整備課
※案及び意見書は吉見町ホームページでもご覧になれます。

コスモスターズメンバー募集
(嵐山町青少年相談員)

▼問合せ 教育委員会事務局
☎62-0824

青少年相談員は埼玉県知事の委嘱により、地域で活動しているボランティア団体です。地域の子どものお兄さん・お姉さんとなって、一緒に楽しく活動しませんか？
対象 18～36歳で、コスモスターズの活動に積極的に参加できる方
詳細は嵐山コスモスターズで検索

埼玉東上地域大学教育プラットフォームとの包括協定締結

▼問合せ 地域支援課
☎62-2152

2月1日、町は埼玉東上地域大学教育プラットフォームと包括協定を締結しました。

「多様な高等教育の提供」「生活しやすい地域づくりへの貢献」「地域産業の活性化」の観点から、地域課題解決に取り組むためのものです。
埼玉東上地域大学教育プラットフォームは県内の東武東上線、西武池袋線等沿線地域に所在する大学・短大、自治体、事業者で組織されています。

国民年金保険料の二重納付にご注意ください

▼問合せ 川越年金事務所
☎049-242-2657

初めて口座振替による前納申し出された場合、システム処理の時期によって、現金で納める納付書が届いてしまう可能性があります。
前納保険料が口座振替される前に現金で納付された場合は、現金納付が優先され、口座振替による前納割引を利用することができなくなりますのでご注意ください。(口座振替分については、後日、日本年金機構より還付手続きについての案内が届きます)

国民年金保険料を後払いできる学生納付特例制度

▼問合せ 川越年金事務所
☎049-242-2657

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納める義務が生じます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

申請手続きについて

次の必要書類等をご準備の上、町民課またはお近くの年金事務所にて手続きしてください。

生徒募集 (さんすう・こくごの基礎学習)

- ・対象 5才から1年生(個別指導)
- ・学習日 1か月10回まで自由に選べます
- ・入塾金 なし・月謝5,000円
★塾力パンをプレゼントします★

時間/学習	月	火	水	木	金
16:30~17:15	○	○	△	○	○
17:40~18:25	○	○	△	○	○



無料体験3回までできます。
お電話お待ちしております。
☎0493-62-7077
090-1201-0615

新井塾(そろばん)
嵐山町菅谷249-28

【広告】

きしてください。

- ①学生証または在学証明書
- ②基礎年金番号またはマイナンバー
- ③認印(本人が署名する場合は不要)
- ④会社などを退職されて学生となった方は次のいずれかを添付
 - ・雇用保険被保険者離職票
 - ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

申請期間及び承認期間

申請は年度ごとに必要です。令和3年度の申請及び承認期間は、令和4年3月までです(申請日において過去2年1か月前まで遡り申請できます)。

継続申請

前年度に学生納付特例が承認され、今年度も引き続き同一の学校に在学期間がある方(※1)には日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます(※2)。この場合は申請書に必要な事項を記入していただき、返送していただくことで申請が行えます。

※1 在学する学校等が変わった方については、ハガキ形式の申請書では申請を行えませんので改めて窓口にて申請する必要があります。

※2 前年度に申請された時期によっては、ハガキ形式の申請書が送付されない場合がございますので、この場合も改めて窓口にて申請をしてください。